

平成22年度

徳島県立特別支援学校
高等部生徒募集選抜要項

平成22年度特別支援学校高等部入学者選抜関係日程

1 月		
日	曜	事 項
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	願書受付
21	木	
22	金	↓
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	

2 月		
日	曜	事 項
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	検査日
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	結果通知
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	

3 月		
日	曜	事 項
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	

平成22年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項

徳島県立の各特別支援学校高等部（専攻科を含む。）の平成22年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

なお、各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

《 高等部 》

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成22年 1 月20日(水)から 1 月22日(金)まで 受付時間は午前 9 時から午後 4 時30分までとし、最終日は 正午までとする。
検 査 日	平成22年 2 月10日(水)
選抜結果の通知日	平成22年 2 月20日(土)

第 1 募 集

1 実 施 校

平成 2 2 年度学校名	学科	平成 2 1 年度学校名
徳 島 県 立 盲 学 校	普 通 科	徳 島 県 立 盲 学 校
	手技療法科	
徳 島 県 立 聾 学 校	普 通 科	徳 島 県 立 聾 学 校
	理 容 科	
	産 業 情 報 科	
徳 島 県 立 板 野 支 援 学 校	普 通 科	徳 島 県 立 板 野 養 護 学 校
徳 島 県 立 国 府 支 援 学 校	普 通 科	徳 島 県 立 国 府 養 護 学 校
徳 島 県 立 鴨 島 支 援 学 校	普 通 科	徳 島 県 立 鴨 島 養 護 学 校
徳 島 県 立 ひ の み ね 支 援 学 校	普 通 科	徳 島 県 立 ひ の み ね 養 護 学 校
徳 島 県 立 阿 南 支 援 学 校	普 通 科	徳 島 県 立 阿 南 養 護 学 校
	生 活 科 学 科	
	産 業 工 芸 科	
徳 島 県 立 阿 南 支 援 学 校 ひ わ さ 分 校	普 通 科	徳 島 県 立 阿 南 養 護 学 校 ひ わ さ 分 校
徳 島 県 立 池 田 支 援 学 校	普 通 科	徳 島 県 立 国 府 養 護 学 校 池 田 分 校
徳 島 県 立 池 田 支 援 学 校 美 馬 分 校	普 通 科	(新 設)

2 出願資格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する者とする。

- (1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記2(111ページ)により、手続きを行わなければならない。
- (2) 2以上の特別支援学校に出願することはできない。
- (3) 志願する特別支援学校において、2以上の学科があるときは、その学科を志望順に記して出願することができる。
- (4) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月20日(水)から1月22日(金)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月22日(金)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を經由して志願先特別支援学校長(池田支援学校にあっては、国府養護学校長、池田支援学校美馬分校にあっては、徳島県教育委員会特別支援教育課長とする。以下同じ。)に提出する。

(ア) 入学願書(様式第33号)

(イ) 調査書

志願先特別支援学校(池田支援学校にあっては、国府養護学校池田分校、池田支援学校美馬分校にあっては、徳島県教育委員会特別支援教育課とする。以下同じ。)指定の様式を使用し、出身学校長が作成したもの

(ウ) 受検票（志願先特別支援学校が指定する様式）

(I) 選抜結果通知用封筒（様式第35号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があった場合は、改定後の料金の切手）をはること。

(オ) 志願先特別支援学校長が実施要領に定める書類

イ 「第1 募集 2 出願資格(2)」による者は、上記アに示された書類を、直接、志願先特別支援学校長に提出することができる。

ウ 「第1 募集 2 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類のうち、調査書に代えて、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先特別支援学校長に提出する。

(2) 特別支援学校長による措置

ア 各特別支援学校長は、調査書と受検票については要項において示された様式（様式第4号、様式第34号）をもとに、志願者の状況に応じた様式を作成する。

イ 各特別支援学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ 各特別支援学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、「第1 募集 2 出願資格(2)」及び「第1 募集 2 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

エ 各特別支援学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

(3) その他

ア 出願書類請求先

志願先特別支援学校

イ 入学考査料

入学考査料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、面接などの検査を実施することとし、検査の内容は実施校ごとに定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色，受検生の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検生の普段の学習に過重な負担をかけないように十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月10日(水)

なお，各特別支援学校が実施する検査時間割の詳細は，実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先特別支援学校（池田支援学校にあっては，国府養護学校池田分校，池田支援学校美馬分校にあっては，美馬市役所美馬庁舎。）

(3) 受検者数の報告

各特別支援学校長は，検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

各特別支援学校長は，検査終了後直ちに，各特別支援学校で実施した検査の採点等を行い，その処理の厳正をはからなければならない。

第5 追検査

検査の当日，急病，交通事故，天災その他やむを得ない理由で欠席した場合，追検査をもって，検査に代えることができる。追検査を希望する者は，2月10日(水)までに，追検査願（様式第37号）と欠席した理由を証明する書類を志願先特別支援学校長に提出し，承認を得るものとする。

実施期日については，各特別支援学校が定める。

各特別支援学校長は，追検査受検者数を委員会に報告する。

第6 選抜の方法

各特別支援学校長は，調査書，各特別支援校において実施した検査の結果などを資料とし，総合的に判定して選抜する。

第7 選抜結果の通知等

- 1 各特別支援学校長は、2月20日(土)、受検者に選抜の結果を簡易書留郵便により通知するとともに、受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各特別支援学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告し、3月30日(火)までに、志願者・合格者名簿(様式第40号)、受検者・合格者数集計表(様式第41号)及び受検者・合格者状況調査表(様式第42号)を委員会に報告する。

第8 その他

- 1 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第38号)を当該志願者の志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 2 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第39号)を当該志願者の志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 3 選抜に係る詳細については、各特別支援学校長の定める実施要領による。

《 高等部専攻科 》

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成22年 1 月20日(水)から 1 月22日(金)まで 受付時間は午前 9 時から午後 4 時30分までとし、最終日は 正午までとする。
検 査 日	平成22年 2 月10日(水)
選 抜 結 果 の 通 知 日	平成22年 2 月20日(土)

第 1 募 集

1 実 施 校

学 校 名	学 科
徳 島 県 立 盲 学 校	手技療法科
	鍼灸手技療法科
徳 島 県 立 聾 学 校	理容科

2 出 願 資 格

(1) 盲学校

出願資格者は、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する視覚障害者とする。

ア 平成22年 3 月に特別支援学校高等部若しくは高等学校若しくは中等教育学校の後期課程（以下「高等学校」という。）を卒業見込の者

イ 高等学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

(2) 聾学校

徳島県立聾学校高等部理美容科理容コースを卒業した者（平成22年 3 月に卒業見込の者を含む。）

第2 出 願

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記2(111ページ)により、手続きを行わなければならない。
- (2) 2以上の特別支援学校に出願することはできない。
- (3) 志願する特別支援学校において、2以上の学科があるときは、その学科を志望順に記して出願することができる。ただし、盲学校高等部保健医療科を卒業した者は、高等部専攻科手技療法科に出願することはできない。
- (4) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月20日(水)から1月22日(金)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月22日(金)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続き

志願者は、次の書類等を志願先特別支援学校長に提出する。

ア 入学願書(様式第33号)

イ 調査書

志願先特別支援学校指定の様式を使用し、出身学校長が作成したもの

ウ 受検票(志願先特別支援学校が指定する様式)

エ 選抜結果通知用封筒(様式第35号)

封筒の所定の位置に380円切手(料金改定があった場合は、改定後の料金の切手)をはること。

オ 志願先特別支援学校長が実施要領に定める書類

(2) 特別支援学校長による措置

ア 各特別支援学校長は、調査書と受検票については要項において示された様式(様式第4号、様式第34号)をもとに、志願者の状況にあった様式を作成する。

イ 各特別支援学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分(最終日は正午)までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ 各特別支援学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、志願者に交付する。

エ 各特別支援学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を委員会に報告する。

(3) その他

ア 出願書類請求先

志願先特別支援学校

イ 入学考査料

入学考査料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検査

1 検査の内容

志願者全員に対して、面接、学力検査等を実施することとし、検査の内容は実施校ごとに定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色、受検生の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検生の普段の学習に過重な負担をかけないように十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月10日(水)

なお、各特別支援学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先特別支援学校

(3) 受検者数の報告

各特別支援学校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

各特別支援学校長は、検査終了後直ちに、各特別支援学校で実施した検査の採点を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

第5 追検査

検査の当日，急病，交通事故，天災その他やむを得ない理由で欠席した場合，追検査をもって，学力検査等に代えることができる。追検査を希望する者は，2月10日(水)までに，追検査願（様式第37号）と欠席した理由を証明する書類を志願先特別支援学校長に提出し，承諾を得るものとする。

実施期日については，各特別支援学校において定める。

各特別支援学校長は，追検査者数を委員会に報告する。

第6 選抜の方法

各特別支援学校長は，調査書，実施した検査の結果などを資料とし，特別支援学校高等部専攻科での教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

第7 選抜結果の通知等

- 1 各特別支援学校長は，2月20日(土)，受検者に選抜の結果を簡易書留郵便により通知する。
- 2 各特別支援学校長は，速やかに学科別合格者数を委員会に報告し，3月30日(火)までに，志願者・合格者名簿（様式第40号），受検者・合格者数集計表（様式第41号）及び受検者・合格者状況調査表（様式第42号）を委員会に報告する。

第8 その他

- 1 出願を取り消す者は，速やかに出願取消届（様式第38号）を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 2 入学を辞退する者は，速やかに入学辞退届（様式第39号）を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 3 選抜に係る詳細については，各特別支援学校長の定める実施要領による。

別 記

別記 1

出願資格

学校教育法施行令

第 2 2 条の 3

法第 7 5 条の政令で定める視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は，次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によつても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち，補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達が遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち，社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は，日本工業規格によるオーディオメータによる。

別記 2

県外から志願する者の手続

一家転住等の特別な事情があって、県外から県立特別支援学校を志願する者は、県外志願特例措置願（様式第36号）を委員会へ提出し、承認を受けなければならない。その手続については、次によるものとする。

1 手続方法

(1) 手続期間

平成21年12月7日(月)～平成22年1月6日(水)

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形3号23.5cm×12cm〕に宛先を記入し、380円切手〔簡易書留郵便とする。料金改定があった場合は、改定後の料金の切手〕を貼付する。）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等

ア 「入学希望校及び学科」欄には、特別支援学校のうち、手続時点において、入学を希望する学校及び学科を記入すること。

イ 「理由」欄にはできるだけ具体的にその理由を記入すること。

ウ 緊急時の連絡のため、連絡先の電話番号を明記すること。（市外局番も必ず記入すること）

(4) 提出先・問い合わせ先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 特別支援教育課 推進担当

電話 088-621-3141

ファクシミリ 088-621-2882

2 各特別支援学校への出願について

承認された県外志願者は、委員会からの承認書を他の出願書類に添付して志願先特別支援学校に提出しなければならない。

別記 3

入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

1 受付期間・受付時間

平成22年2月22日（月）から3月23日（火）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

2 開示の内容

- (1) 徳島県立特別支援学校高等部における受検者本人の「学力検査の教科別得点」
- (2) 徳島県立盲学校高等部専攻科における受検者本人の「学力検査の教科別得点」

3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した特別支援学校で行うものとする。

書 類 樣 式

入 学 願 書

貴校（高等部）
（高等部専攻科）の課程に入学したいのでお願いします。

志望する学科は次のとおりです。

平成 年 月 日

志 望 校	徳島県立	学校	分校
-------	------	----	----

志望 学科 順位	第1志望		科
	第2志望		科
	第3志望		科

志 願 者	ふりがな 氏 名		性 別	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
	現住所	〒		
	連絡先電話 ファクシミリ			

出身	中学校・高等学校 中学部・高等部	昭和・平成 年 月 卒業・卒業見込
----	---------------------	-------------------

保 護 者	ふりがな 氏 名		印
	現住所	〒	

受検に際して特別な 配慮を要する事項	
-----------------------	--

徳島県立 盲学校長・聾学校長・（ ）養護学校長 殿
徳島県教育委員会特別支援教育課長 殿

注意 裏面の記入上の留意事項を参照の上記載すること。

(裏)

記入上の留意事項

- 1 「高等部」又は「高等部専攻科」のいずれか一方を で囲むこと。
- 2 「志望校」の欄には、入学を志望する平成22年度学校名を正確に記入すること。特に、本校・分校の区別には注意し、本校に出願するものは「分校」の文字を消すこと。
- 3 志望する学校が1学科のみのときは、「志望学科順位」欄の第1志望欄に記入すること。
- 4 志望する学校に2学科以上あるときは、その学科を志望順に記入することができる。
- 5 「性別」の欄に男女の別を記入すること。
- 6 「生年月日」の欄の「昭和・平成」は、いずれか一方を で囲むこと。
- 7 「連絡先」の欄の「電話・ファクシミリ」は、いずれか一方を で囲むこと。
- 8 「連絡先」の欄には、市外局番を必ず記入すること。
- 9 「出身学校」の欄の「昭和・平成」と「卒業・卒業見込」は、いずれか一方を で囲むこと。
- 10 「保護者の現住所」の欄については、志願者の現住所と同一の場合は、「生徒の欄に同じ」と略記すること。
- 11 「受検に際して特別な配慮を要する事項」の欄には、希望する受検形態（通常文字・拡大文字・超拡大文字・点字・口頭受検）等について記入すること。
- 12 あて先は志願先特別支援学校長（平成21年度）とする。志望しない学校名等の文字を消すこと。
- 13 入学考査料は徴収しないので、徳島県収入証紙等を貼り付けないこと。

平成22年度特別支援学校高等部入学者選抜受検票				写 真 (縦4cm×横3cm)
受検番号		ふりがな 氏名		正面上半身脱帽 出願前6か月以内に撮 影したもの。 カラー、白黒いずれも 可。 裏に氏名を記載する。
志望校名				
志望学科	第1志望	第2志望	第3志望	
	科	科	科	
出身 中学部 中学校	中学部・中学校		卒 業 卒業見込み	

契
印

切り取らないこと

平成22年度特別支援学校高等部入学者選抜受検票（学校控）			
受検番号		ふりがな 氏名	
志望学科	第1志望	第2志望	第3志望
	科	科	科
出身 中学部 中学校	中学部・中学校		卒 業 卒業見込み

（裏）

この受検票は、検査等の当日持参し、受検中は机上におくこと。
検査場へは、筆記用具（鉛筆類、消ゴム、筆入れ及び下敷き）以外のものを持ち込
んではいけない。
受検中は、すべて検査員の指示に従うこと。

注意

- 1 「出身中学部・中学校」の欄の卒業、卒業見込みは、いずれか一方を で囲むこと。
- 2 志願者の写真（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、裏に氏
名を明記すること。）を、所定の位置にはること。
- 3 「学校控」にも、同様に記入すること。
- 4 の欄には記入しないこと。

県外志願特例措置願

次のとおり，県立特別支援学校高等部に入学を志願し，合格したときは，必ず入学することを誓約しますから，県外志願特例措置の承認をお願いします。

1 入学希望校及び学科

2 理由

平成 年 月 日

志願者 出身学校名
氏 名 印

保護者 現住所
氏 名 印

志願者との続柄
電 話

出身学校長 氏 名 印

徳島県教育委員会教育長 殿

注意 用紙の大きさは，A4判とすること。

追 検 査 願

平成 年 月 日

殿

受検番号()
志願者氏名

このたびの、貴校入学者選抜を次の理由で欠席しましたので追検査を受検できるようお願いいたします。

欠席理由

--

記載のことについて了承しています。

学 校 名
校 長 氏 名

印

注 意

- 1 あて先は志願先特別支援学校長とする。
- 2 用紙の大きさは、A4判とすること。

出 願 取 消 届

平成 年 月 日

殿

受検番号 ()

志願者氏名

保護者氏名

印

このたび、貴校 高等部 高等部専攻科 () 科)に出願しましたが、これを
取り消しますのでお届けします。

記載のことについて了承しています。

学 校 名

校 長 氏 名

印

注 意

- 1 [高等部・高等部専攻科]は、いずれかを で囲むこと。
- 2 あて先は志願先特別支援学校長とする。
- 3 用紙の大きさは、A4判とすること。

入 学 辞 退 届

平成 年 月 日

殿

受検番号 ()

志願者氏名

保護者氏名

印

このたび、貴校 高等部 高等部専攻科 () に合格しましたが、都合により入学を辞退しますのでお届けします。

記載のことについて了承しています。

学 校 名

校 長 氏 名

印

注 意

- 1 [高等部・高等部専攻科] は、いずれかを で囲むこと。
- 2 あて先は志願先特別支援学校長とする。
- 3 用紙の大きさは、A 4 判とすること。

平成22年度特別支援学校高等部入学者選抜受検者・合格者数集計表

学校名 ()

学科	項目	出願者数	出願変更者数	受検者数	欠席者数			合格数			不合格者数			
					追検査受検者数	受検放棄		計	第一志望による	第二志望以降	計	どこにも合格も	他科への合格者	計
						高等学校合格	その他							
	男													
	女													
	計													
	男													
	女													
	計													
	男													
	女													
	計													
合計	男													
	女													
	計													

平成22年度特別支援学校高等部入学者選抜受検者・合格者状況調査表

学校名 ()

1 学科別受検者

区分 学科別	出身学校別							計
	本校 中学部	特別支援学校 中学部	中学校 特別支援学級	中学校 通常学級	本校 高等部	高等学校	その他	
普通科		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()

2 学科別合格者

区分 学科別	出身学校別							計
	本校 中学部	特別支援学校 中学部	中学校 特別支援学級	中学校 通常学級	本校 高等部	高等学校	その他	
普通科		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()

注1 出身学校別のうち、「特別支援学校中学部」の欄は「本校中学部」を除いて記入してください。

注2 県外に居住する者については、各欄()内に記入してください。